平成２６年（フ）第１１６６号
愛知県常滑市西之口１丁目89番地の１　ウエストイン202号、従前の住所愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑304号
債務者　髙木　啓一
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８号
三重県いなべ市員弁町畑新田250番地２
債務者　松村　千尋
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７６９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目４番地11コーポ晴風401号室、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目５番７号404
債務者　坂井　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹井　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目10番９号
債務者　加藤　行夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７９６号
京都市上京区小川通今出川下る西入東今町375番地　京都市小川特別養護老人ホーム、住民票上の住所京都市上京区六軒町通今出川下る南佐竹町212番地
債務者　竹内　雅彦
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１７号
名古屋市港区宝神３丁目1614番地
債務者　中山　義憲
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７８号
京都府宇治市伊勢田町砂田６番地の225
債務者　早野　　弘
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　国松　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字佐々礼1345番地の２、住民票上の住所大分県宇佐市大字佐々礼1660番地の３
債務者　是永陽一郎
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６８号
金沢市山科３丁目10番10号　竹村ハイツ102号、従前の住所金沢市富樫２丁目１番12号
債務者　福井　　完
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川宏一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４０号
名古屋市中区千代田５丁目17番19号　鈴木ビル701号
債務者　笹木　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉知　孝匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６２号
名古屋市南区内田橋２丁目39番13号　寿光ハイツ株式会社コトブキ２号
債務者　福浦　直樹
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池山豊二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2973番地３
債務者　淵脇　常久
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２０９号
宮崎市大字小松1054番地
債務者　野田　和孝
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１３号
埼玉県草加市花栗３丁目23番41―111号
債務者　密本　正美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
埼玉県草加市花栗３丁目23番41―111号
債務者　密本　絵美（旧氏名王𡛞慧）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目588番地　グランテラス水元公園302号
債務者　中村　和夫
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
埼玉県八潮市大字南後谷725番地１　ライオンズマンション草加東505号室
債務者　根岸　好昭
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係